

【国際・官民連携分野】 我が国の成長に貢献する国際展開・官民連携の推進

I 将来目指す姿・あるべき姿

- ▶ 我が国の優れた建設・運輸産業が、海外市場において活躍の場を拡げ、世界市場で大きなプレゼンスを発揮。
- ▶ 国内において、民間の創意工夫に基づくPPP/PFIの活用が飛躍的に進み、真に必要な社会資本の整備・維持管理を戦略的かつ重点的に実施。

日本の技術と資本で世界展開を

民間の資金とノウハウで社会資本の充実を

II 海外へ進出する日本企業への支援ツールと政府サイドの支援体制整備

- ▶ **リーダーシップ、組織・体制の強化**
政治のリーダーシップによる政官民一体となったトップセールスを展開するとともに、国土交通省内の体制強化及び省庁横断的な体制の創設や強化、企業の人材育成や組織強化に対する支援を推進。
- ▶ **スタンダードの整備**
国内スタンダードのグローバルスタンダードへの適合、日本の技術・規格の国際標準化や投資対象国での採用を推進。
- ▶ **金融メカニズムの整備**
政府による金融支援機能を強化するとともに、インフラファンドによる投資支援や信用補完、ODA予算の活用や貿易保険、税制面での支援を拡充。

* コンセッション：施設の所有権を移転せず、民間事業者がインフラの事業運営や開発に関する権利を長期間にわたって付与する方式

III インフラ整備や維持管理への民間資金・ノウハウの活用(PPP/PFI等)

- ▶ **PPP/PFIを推進するための制度面の改善**
コンセッション方式(*)を新たに導入することを含めて、PPP/PFIに係る共通制度の改善を図るとともに、公物管理制度についても個別プロジェクトに対応した見直しを行い、特例を設ける。
 - ▶ **PPP/PFIの重点分野とプロジェクトの実施**
空港、港湾、鉄道、道路、下水道を重点分野として、自治体・企業から事業提案を募集し、具体的なプロジェクトを形成、実施。行政財産の商業利用についても、経済の活性化を図る観点から積極的に支援。
- ・コンセッション方式の活用
 - ・港湾経営の民営化
 - ・老朽化したインフラへの対応等(道路空間のオープン化)
 - ・先端的民間技術の活用(水ビジネス)
 - ・行政財産の商業利用(河川空間のオープン化、都市公園における民間事業者の活用)

日本企業の海外展開と、民間の知恵・ノウハウの活用により、我が国の成長を実現

【住宅・都市分野】 我が国の成長に貢献する住宅・都市政策へ

I 国際都市間競争に打ち勝ち、世界のイノベーションセンターへ

- ▶ 都市再生特別措置法の前倒し延長・拡充や大都市圏戦略の策定により、各種規制緩和、税制、金融措置を総合的に講じる**国際競争拠点特区(仮称)**を設定し、海外からも魅力的な拠点を形成。
- ▶ 大都市の成長に寄与する環境貢献の取組を評価した容積率の大幅な緩和や大街区化を推進。
- ▶ 長期の優良プロジェクトについて、長期資金を安定的に調達できる方策を検討。
- ▶ 東京や大阪などで、官民連携が強化された体制により、国際競争力強化のトリガーとなる戦略プロジェクトを迅速に実施。

国の成長を牽引する大都市で、民間の資金・活力を最大限に引き出し、世界に誇れる都市機能を実現・国際競争力を強化

II 地域ポテンシャルを引き出し、サステナブルな地域・都市経営を実現

- 1. 新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進**
 - ▶ 従来の縦割り・横割りを超えた地域戦略を提案する広域連携主体や「新しい公共」の担い手に、一定の権限を付与し、支援する仕組みを創設。
 - ▶ まちの管理等への民間の参加促進やまちなかの利便性向上のため、公共施設の有効活用や容積率緩和等を実施。
- 2. まちなか居住・コンパクトシティへの誘導**
 - ▶ まちなかへの都市機能の誘導を支援。
 - ▶ 面的CO2削減に資する「低炭素都市づくりガイドライン」策定、未利用エネルギーの利用を実現する規制緩和等を実施。

各地域・まちが個性と強みを活かして地域ポテンシャルを活性化。サステナブルで人と環境に優しい都市・まち空間を実現

III 住宅・建築投資活性化・ストック再生

- 1. 住宅市場・住宅投資の活性化**
 - ▶ 優良な新築住宅や中古住宅の購入・リフォーム等に対する支援の拡充。
 - ▶ マンションの管理ルール見直しや改修・建替え等の促進策を実施。
 - ▶ 耐震改修・更新、建築基準法の見直し。
- 2. 高齢者の「安心」で「自立可能」な住まいの確保**
 - ▶ サービス付き高齢者賃貸住宅を法律上位置づけ、医療・介護等と一体となった住宅の供給を支援。
 - ▶ UR団地等への医療・福祉施設等の導入をPPPIにより推進。
- 3. 環境に優しい住宅・建築物の整備**
 - ▶ 工程表作成、住宅エコポイントの拡充、省エネ基準強化、先進的な取組への支援等による「まるごとエコ化」の推進。
 - ▶ 将来の新築住宅・建築物100%省エネ化。
 - ▶ 市街地環境改善に資する建替え促進。
 - ▶ 木造住宅・建築物の供給促進。

内需主導による経済成長と豊かな都市空間・住環境の実現

【環境・エネルギー分野】 グリーン・イノベーションによる低炭素社会づくりの推進

I 現状と将来目指す姿

- ▶国土交通省は、我が国CO2排出量の約2割を占める運輸部門、約3割を占める民生部門（住宅・建築物等）の一部を所管。
- ▶グリーン・イノベーションによる低炭素社会づくりの実現には、国土交通分野の積極的な取組が不可欠。
- ▶これらの施策により、地球温暖化対策の推進と経済成長の両立が可能となる『環境・エネルギー大国』の実現に向けた取組を推進。

II グリーン・イノベーションに係る主要な施策

「運輸分野」

交通基本法の制定と関係施策の充実

- 環境負荷の少ない交通体系の実現をはじめ、移動権の保障、地域活性化に資する交通網の整備等に関する基本的な事項を定める交通基本法の制定及び関係施策の充実（次期通常国会提出予定）

モーダルシフト等の推進

- 鉄道貨物の輸送力増強、フェリー・内航海運の競争力強化
- 「モーダルシフト等推進官民協議会」等を通じた取組強化

次世代自動車等の普及等

- 2020年に向けた乗用車燃費基準の策定
- 環境対応車の普及に関する適切なインセンティブの確保
- 次世代大型車（バス・トラック）の開発・実用化
- 超小型低炭素電動車両の指針整備等
- 自動車基準の国際標準化

海洋・港湾分野における低炭素化

- 港湾における温室効果ガス排出削減計画策定の推進
- 船舶への陸上電力供給
- CO2排出30%削減船舶の技術開発と船舶の燃費規制等の条約化

「住宅・建築物分野」

住宅・建築物のエコ化の推進

- 全体の取組方針を明確化した「工程表」の作成
- 住宅エコポイントの拡充等によるエコ住宅の新築・リフォームの推進
- エネルギー消費量の大きい大規模建築物に係る省エネ基準の強化
- 「見える化」や先進的な取組への支援等を通じた「まるごとエコ化」の推進
- 新築の住宅・建築物の100%省エネ化を目指し、省エネ基準への適合義務化

「都市分野等」

都市・地域構造の低炭素化

- 低炭素都市づくりガイドラインの策定・普及促進
- 民間活力を活かしてLRT、BRTの整備
- 交通結節点の整備
- 都市緑化等の推進
- 下水処理システムにおけるグリーンイノベーション

エネルギーの面的利用等の推進

- 土地の高度利用とエネルギーの面的利用等を一体的に推進
- 未利用エネルギーの利用を実現する規制緩和等を実施

広域的圏域での低炭素社会づくりの推進

地球温暖化対策の着実な推進と我が国の成長の両立を実現

建設業の成長戦略関連分野への対応力向上と事業転換の促進

人材、技術等を有する建設業を、国家戦略上の成長戦略へ有効に活用し、そうした取り組みを通じて、建設業の事業転換を実現していくという視点が重要。

成長戦略上の重要アジェンダ	行政（発注者・推進者）の取り組み加速	建設企業からの成長戦略の提案を促進	事業転換のための技術取得、協業化促進	金融・コンサル支援
PPP/PFI推進	自治体による成長戦略の有力な担い手たり得る建設業の積極的活用を促進。全国に拡大。	建設企業からの成長戦略上の事業の自発的提案を求め、「成長エンジン」として活用。全国に拡大。	中小が成長戦略分野へ展開するためのノウハウ・技術支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業転換に至るきめ細やかな専門コンサルティング支援 ● 事業転換のための金融支援（関係省庁連携）
インフラの維持管理更新への対応	自治体による事業転換促進の計画の策定と実施を国が支援	● 建設企業の自治体等への計画提案やCMrとしての売り込みを支援	● 大手・異分野企業が有するノウハウ・技術を集約・提供するシステム・体制の構築	
エコ建築、耐震、リフォームの促進	● 自治体自らPPP案件、維持管理の包括委託方式導入やCM方式導入等の案件づくり	● 自治体が、優良提案を前向きに採択する環境作り	● 建設企業と宅建業者等の協業化支援によるリフォーム事業等への取組促進、市場開拓	
農林業、観光業等他産業の成長産業化	● 企業の事業転換の取組を助成			

2020年を見据えた海洋国家成長戦略

海洋国家である我が国は、広大な排他的経済水域等を最大限活用した
海洋施策を戦略的に展開し、将来の成長を図っていくことが極めて重要。

海底資源エネルギー確保戦略

海底資源エネルギーの確保のため、内閣官房のリーダーシップの下、関係省庁・関係機関が一体となって海洋エネルギー・鉱物資源開発計画(平成21年3月総合海洋政策本部了承)等に基づき、

- ・**海底資源エネルギーの探査に関する技術開発**
 - ・**海底資源エネルギーの賦存量の把握**
 - ・**探査に必要な海底地形等の海洋基盤情報の整備**
- 等を計画的に推進する。

◆メタンハイドレート

- ・メタン分子が取り込まれた氷状物質
- ・石油に比べて同じ発熱量比ではCO2発生量が少ないクリーンエネルギー
- ・南海トラフ海域等に賦存

◆海底熱水鉱床

- ・亜鉛、金、銀等レアメタルを含有
- ・伊豆・小笠原、沖縄海域等に賦存

◆コバルトリッチクラスト

- ・コバルト、マンガン、白金等を含有
- ・南鳥島周辺海域等に賦存

海底資源エネルギー確保戦略・海洋再生可能エネルギー戦略を支える
活動拠点の整備・排他的経済水域の監視強化等権益の確保

海洋再生可能エネルギー戦略

海洋を利用した再生可能エネルギーの普及拡大のため、内閣官房のリーダーシップの下、関係省庁・関係機関が一体となって、**海洋の再生可能エネルギー開発・普及計画**(利害関係者間の調整方針等の普及促進策等について規定)を策定・実施。

◆洋上風力発電

- ・陸上における騒音等の問題を回避可能
- ・欧州を中心に導入が進んでおり、技術的には実用化段階
- ・適地の選定・関係者との調整等が課題

◆波力発電、海流・潮流発電

- ・ベンチャー企業、大学等における研究段階
- ・実海域での試験実績を得る必要
- ・黒潮は大きなエネルギー

◆海洋温度差発電

- ・大学等における研究段階
- ・実海域での試験実績を得る必要
- ・米、仏、台湾等で計画中

海洋を利用したCO2削減戦略

海洋観測の強化・海洋環境予報の充実

- ・より高精度な海流情報等の提供により
- ・適切な漁場選択による漁業活動の効率化
- ・航行ルート最適化による船舶の燃料費削減・排出CO2の削減
- 等を図り、水産、海運、観光業等の海洋産業を活性化、CO2の排出を抑制

革新的船舶の省エネルギー技術(高効率船舶)の開発・普及

- ・国による民間の研究開発への支援により、海運からのCO2排出量減を目的
- ・海事産業の国際競争力強化

二酸化炭素回収・貯留(CCS)の実用化の推進等

- ・地中への二酸化炭素回収貯留(CCS)技術を実証し、2020年までに実用化することにより温室効果ガス大幅削減の実現を目指す。
- ・その他、海洋(干潟・藻場等の沿岸域)でのCO2吸収・固定に関する調査研究・技術開発等の推進

内閣官房を中心とした関係省・産業界等による海洋産業の育成のための協議会の創設等により、オールジャパン体制で、海洋における資源エネルギーの確保、再生可能エネルギーの開発、CO2削減を推進するとともに、関連する海洋産業の育成を図る。9

我が国の海洋をめぐる状況

国土面積

約38万km²(世界第61位)

領海・排他的経済水域の面積

約447万km²(世界第6位)
国土面積の約12倍

離島の数

6,847島
(北海道、本州、四国、九州、
沖縄本島の主要5島以外の島
によって広大な面積が確保さ
れている)

海岸線延長

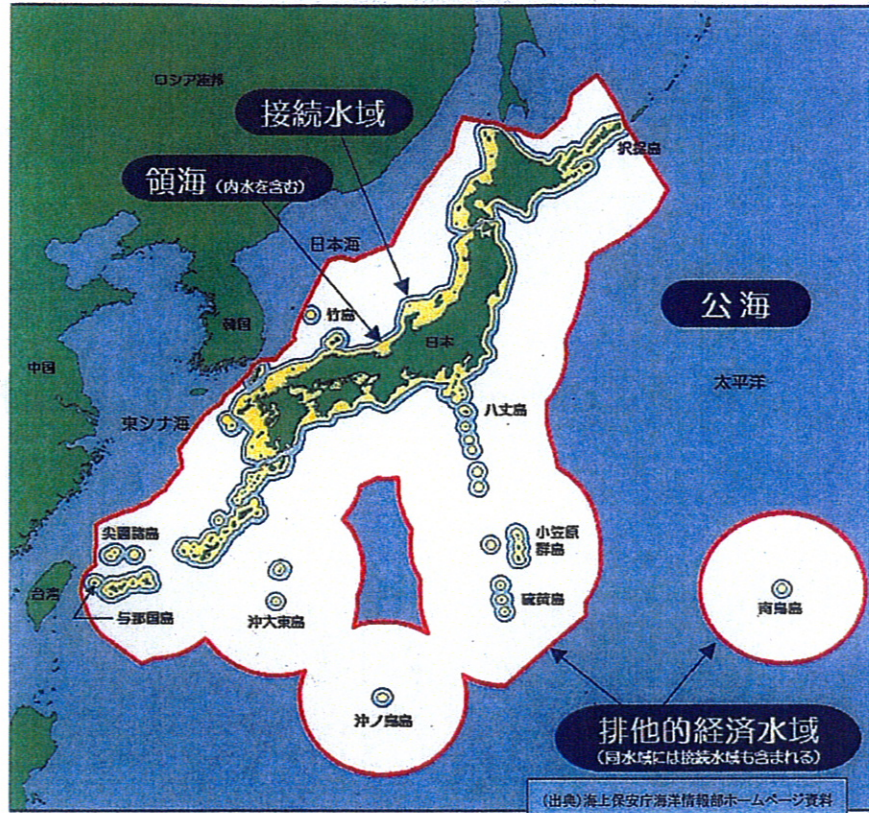
約3.5万km(世界第6位)

輸出入取扱貨物量の海上輸 送依存度(平成19年)

99%以上

漁獲量(平成19年)

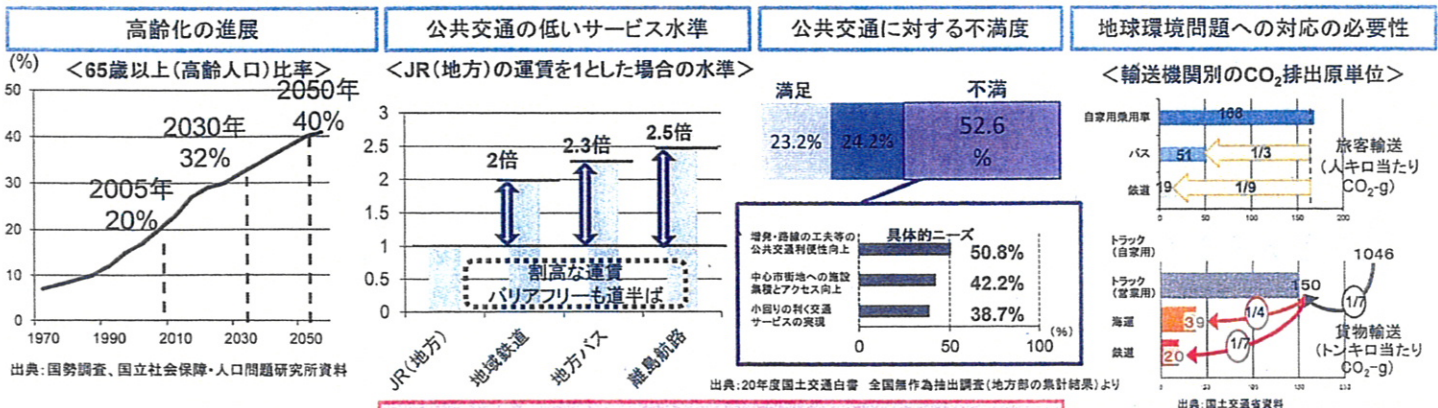
約572万トン(世界第5位)



交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて —中間整理のポイント—

問題意識

- くるまをえる者とえない者の間に発生している「交通の格差社会」を解消し、急速な高齢化が進むなかで人々の社会参加の機会を確保していくためには、移動する権利を位置づけていくことが必要ではないか。
- 環境にやさしい交通手段に転換していくと同時に、交通網の充実により地域の活性化につなげていくことが必要ではないか。



移動権の保障と支援措置の充実

- ◆ すべての人々が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な「移動権を保障」すべき。それには、地域公共交通を維持・再生し、活性化することが必要。
- ◆ 住民、自治体、交通企業などの地域の関係者が望ましい姿を構想し、持続可能な方策を構築することが基本。
- ◆ 国の支援措置は地域の自主性を尊重することを基本に拡充・再構築が必要。
- ◆ 国の補助制度は、予算を拡充するとともに、地域の協議会の自主的な取組みに対して一括交付する仕組みへ。
- ◆ 交通分野において、健康者が移動困難者を支え合う「共助」の視点を加え、「公助」の内容を大幅に拡充すべき。



環境にやさしい交通体系の実現

- ◆ 経済的誘因(インセンティブ)等により、環境にやさしい交通体系の実現が必要。自転車、バス、路面電車、鉄道などが充実した「歩いて暮らせるまち」へ。
- ◆ 法律、予算、税制を組み合わせた通勤交通のグリーン化を推進すべき。
- ◆ 経済的誘因や交通規制の活用による都市部の渋滞対策が必要。
- ◆ 効率的な輸送機関を荷主が選択する魅力や誘因の充実により貨物輸送の自営転換やモーダルシフトを推進。
- ◆ 環境負荷の少ない都市・国土構造に誘導。

地域の活力を引き出す交通網の充実

- ◆ 交通網の充実により、人々がたくさん集まり、「賑わい」のある、「住んでよし、訪れてよし」の魅力的なまちづくり、地域おこしへ。
- ◆ 「幹線交通網の総点検」により、今後の幹線交通体系を総合的な視点から再検討。
- ◆ 都市内、都市間の交通網は、日本国民のみならず、訪日外国人にとっても必要であり、世界の公共材。日本発の新しい交通技術を海外にも普及へ。

【参考】検証の対象(補助は検証を要請)となる事業数・施設数

全体事業数	事業数ベース				施設数ベース			
	直轄	水機構	補助	合計	直轄	水機構	補助	合計
H21年度現在事業中	48	8	87	143	51	8	93	152
H21年度完了・中止	3	0	4	7	3	0	4	7
H22年度事業予定	45	8	83	136	48	8	89	145

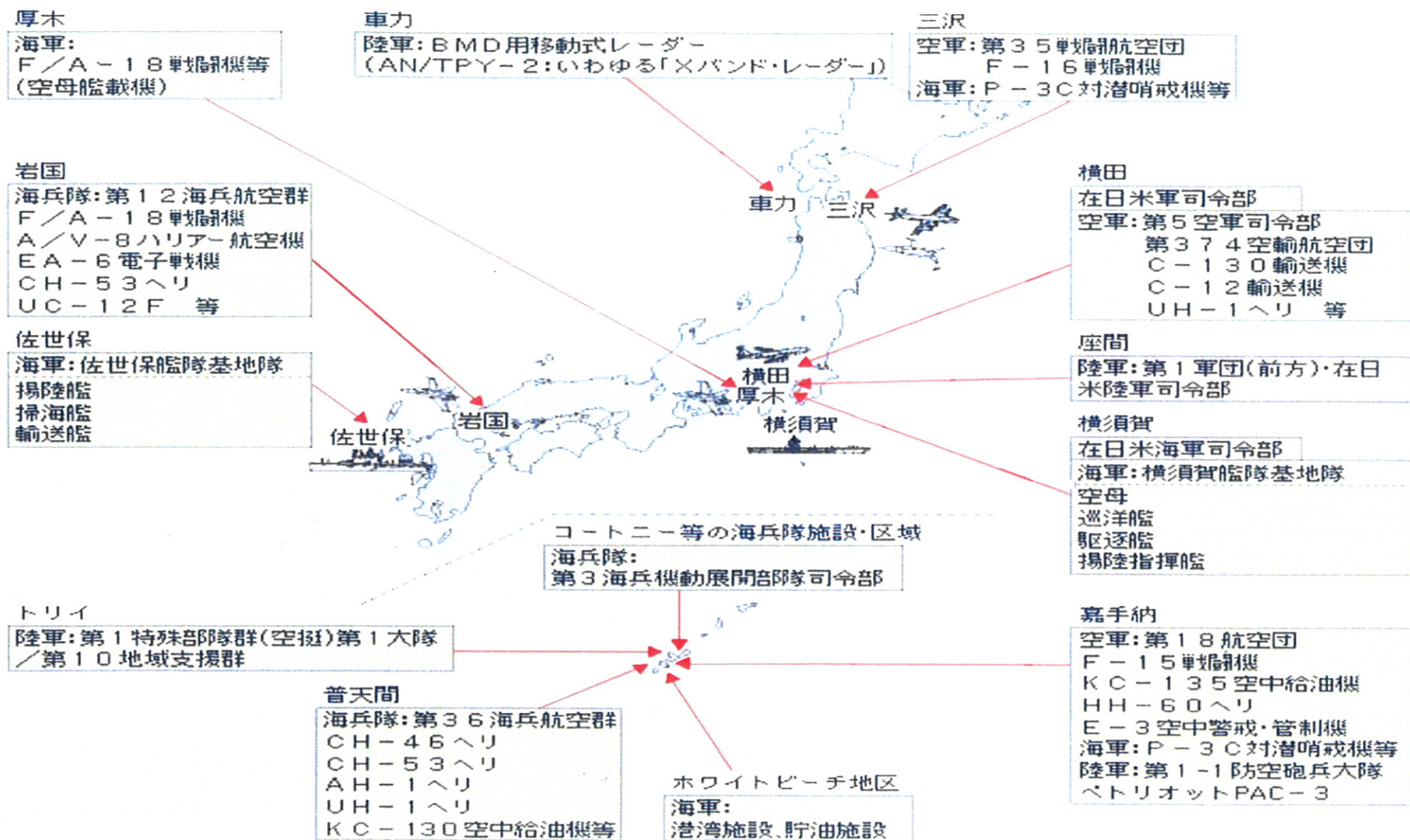
<除外対象事業数>

①治水対策検討中(川辺川ダム)	1	0	0	1	1	0	0	1
②既存施設の機能増強	6	1	2	9	7	1	5	13
③本体工事に着手済み (11月末時点までに契約済みのものを含む)	12	2	23	37	13	2	26	41
検証対象除外の合計	19	3	25	47	21	3	31	55

検証対象の合計	26	5	58	89	27	5	58	90
---------	----	---	----	----	----	---	----	----

(注:1つの事業で複数の施設を実施する事業もあるため、事業数、施設数それぞれのベースで整理した)

図表Ⅲ-2-1-2 在日米軍の日本における配置図



本典: 防衛白書